

○議事日程（令和5年12月21日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例について
- 日程第17 議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について
- 日程第18 議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第19 議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部総務課長	近藤 晴彦
総務部 企画財政課長	尾前 眞理	総務部税務課長	永嶺 早苗
住民福祉部長	近藤 真由美	住民福祉部 住民環境課長	伊藤 めぐみ
住民福祉部 健康福祉課長	藤田 勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川 明美
産業建設部長	大倉 修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修
産業建設部 建設課長	吉村 和人	産業建設部 水道課長	加納 康宏
会計管理者	松岡 弘泰	会計課長	若山 実穂
教育委員会 事務局 会長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代

教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	高橋正人
消防次長兼 消防課長	大倉巧	消防次長兼 消防総務課長	古川博規

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席願います。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行においては、川口総務部長が療養のため欠席しますので御報告いたします。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

ただいまから令和5年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

---

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名します。

---

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

12月20日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月20日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第27、議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議案として上程することと決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第27、議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例については、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決すること、以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（野村永一君） それでは、日程第4、議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第16、議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についてまでの13議案を一括議題とし、上程いたします。

この13議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 西脇康君。

○総務民生委員長（西脇 康君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る12月13日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正10件、合計11件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。この議案につきましては産業建設委員会の所管事項にも関連しておりましたので、会議規則第71条に基づき、産業建設委員会へ連合審査会を開催して審査することを申し入れ、産業建設委員会にて同意されましたので、12月13日、予算特別委員会終了後に総務民生委員会・産業建設委員会合同審査会を開催し、審査いたしました。

1. 昨年度における督促手数料の件数と金額はの問いに対して、4税については督促状発送件数が8,421件、督促手数料合計金額が70万5,100円。以下、督促手数料件数とその金額としては、介護保険料330件、3万3,000円、後期高齢医療保険料475件、4万7,500円、教職員住宅ゼロ件、公共下水道事業455件、4万5,500円、コミュニティプラント事業129件、1万2,900円、農業集落排水事業18件、1,800円との回答でした。

2. 督促状の発送方法はの問いに対して、未納がある場合、各税、各納期ごとに納期期限後20日以内にそれぞれ督促状を発送している。督促状は1回しか発送できないので、それ以降は催告書という形で送付しているとの回答でした。

3. 督促手数料廃止により経費はどのように変わるかの問いに対して、督促状を発送

する経費以外に督促手数料のみの納付書を発送する経費が生じていたが、督促手数料廃止に伴い、郵送料、用紙代、封筒代、人件費などの経費が削減されるとの回答でした。

次に、議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第51号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 現在の会計年度任用職員数は、またそのうちフルタイムは何名かの問いに対して、全体で約280名で、うちフルタイムは約10名との回答でした。

次に、議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正により既存の県税の森林環境税とは別に国税の森林環境税を新たに徴収するということかの問いに対して、既存の県税の森林環境税とは別に新たに国税の森林環境税として町民税均等割に併せて年額1,000円課税される。県税の森林環境税は、河川や農地を含む自然環境の保全や再生を目的として森林所有者が行う森林整備に関する事業への財源としていることに対して、国税の森林環境税は主に森林所有者が自ら管理できない森林を市町村が所有者に代わって整備するための財源とすることを目的とされているとの回答でした。

2. 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのかの問いに対して、住民税が課税される方に均等割に併せて課税されるものとの回答でした。

次に、議案第54号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正により創設される出産する被保険者の所得割及び均等割額を減額する措置は流産や死産の場合も適用されるのかの問いに対して、流産や死産の方も適用される。申請いただいた上での処置であり、出産予定日の6か月前から申請可能との回答でした。

2. どのように減額措置を行うかの問いに対して、減額すべき保険税を到来時期の納期分で案分し、各納期において徴収する保険税から減額するとの回答でした。

減額手続時に個人番号が必要とのことだが、マイナンバーカードを取得していない方はどのような手続になるかの問いに対して、マイナンバーカードを取得していない方に対しては住民票で番号確認ができることを案内した上で手続を行っているとの回答でした。

次に、議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 企業職員とはどのような職員が対象で、何名が対象になるかの問いに対して、特別会計の職員は約20名ほどであり、そのうち水道課職員が対象との回答でした。

次に、議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正により一般家庭にどのような影響があるかの問いに対して、変電設備及び蓄電池設備並びに固体燃料を使用する厨房設備に関する改正は主に事業所の設備が対象であり、一般家庭にはほぼ影響はない。しかし、蓄電池を設置している一般家庭については、改正により届出等をする必要が出てくると考えられるとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の制定1件、条例の一部改正10件、計11議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 清水由美子君。

○産業建設委員長（清水由美子君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る12月13日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件、条例の廃止1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しまして、1. 農業集落排水事業を地方公営企業法に適用することにより

事務内容はどう変わるかの問いに対して、地方公営企業法に適用することにより企業会計となるため、会計方式がより複雑となる。企業会計について専門的な知識を有する職員を育成できるような人員配置に努めているとの回答でした。

2. 農業集落排水事業は受益者戸数が少なく経営が厳しいと思うが、今回の適用による今後の経営状況をどのように分析しているかの問いに対して、企業会計に移行してすぐに経営状況がよくなるというわけではなく、企業会計を適用することにより経営状況が明確化され、経営成績や財政状況を分析することにより、後の施設更新計画や資産評価など中長期的な経営計画の策定に必要な情報を得ることができると考えているとの回答でした。

3. 公共下水道事業に農業集落排水事業を加え下水道事業となるが、一般会計からの負担金の状況はそれぞれ明確化されるのかの問いに対して、明確化されるとの回答でした。

次に、議案第60号 養老町公共下水道設置管理運営基金条例等を廃止する条例についてに関しましては、1. コミュニティプラント事業基金の残額はの問いに対して、6万2,158円であり、維持管理費に充当するとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正1件、条例の廃止1件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第48号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。



本案に対する委員長報告は可決するものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第49号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第50号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第51号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号 養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第53号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第54号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第55号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第56号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第57号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第58号 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第59号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第60号 養老町公共下水道施設管理運営基金条例等を廃止する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第17、議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第26、議案第70号 令和5年度養老町公

共下水道事業会計補正予算（第1号）までの計10議案を一括議題として上程いたします。

この10議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○予算特別委員長（吉田太郎君） 予算特別委員会から報告いたします。

去る12月13日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました繰入れの変更2件、令和5年度一般会計及び特別会計等補正予算8件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について報告いたします。

まず、議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）に関しましては、障害者自立支援給付金事業が約1億4,800万円の補正増であるが、具体的な要因はの問いに対して、日中活動系サービス事業における生活介護に係る給付費、就労計継続支援に関わる給付費、住居系サービスの事業に関わる給付費が増額したことによるものとの回答でした。

2. 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の対象世帯件数は、また類似市町村と比較してどうかの問いに対して、2,200件分を予算計上しており、近隣類似市町とほぼ同数であるとの回答でした。

3. 今後の住民税非課税世帯数の推移をどう分析しているかの問いに対して、物価上昇の影響など経済動向に左右される部分もあるが、高齢者が増加することにより年金のみの収入世帯が増加することから、今後増えていくのではないかと考えているとの回答でした。

4. 人口減少の要件は、及び財政力要件により判定される過疎関係市町村が全国で820あり、過疎対策事業債が適用されているが、養老町においては今後の中長期的な計画において、そのような検討はされているかの問いに対して、過疎化の判定は人口減少及び財政力など様々な要件があり、過疎関係市町村に指定されることについての是非は一概には言えないと思うが、本町における人口減少に歯止めをかけるために、移住定住施策や子育て支援などの施策を推進し、これまで以上に経常経費の削減に努めながら、中長期財政計画に基づき、安定した財政運営に心がけたいと考えているとの回答でした。

5. 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の給付時期はいつかの問いに対して、他市町村に負けないぐらい、できるだけ早く給付できるよう進めていくとの回答でした。

私立保育園等整備事業が約1億1,800万円の補正減であるが、事業を実施しなかった理由はの問いに対して、これまでと同様の場所に新園舎の建設を計画していたが、土地所有者の理解が得られなかったため施設整備に断念をされたものとの回答でした。

7. 乳幼児等医療事業が約1,600万円の補正増であるが、積算根拠はの問いに対して、4月から9月までの実績に基づき算出したとの回答でした。

8. 中央公園維持管理整備事業費の具体的な内容はの問いに対して、中央公園野球場の改修についての詳細設計委託料を計上した。国体開催時に整備できなかったスコアボード、緩衝材部分等の改修を予定しているとの回答でした。

8. 中央公園維持管理整備事業費について、改修工事の際には国の補助金を活用できるのかの問いに対して、設計委託については一般財源だが、改修工事の際は2分の1負担である国の補助金等を活用するよう進めているとの回答でした。

9. 学芸員の採用の検討はされているか、教育委員会にて近隣の大学へ職員募集についてをお願いしていくなど、確保に向けて積極的に取り組んでいるとの回答でした。

10. 10月から県の最低賃金の事業単価が910円から950円に引き上げられたが、今回の補正で反映されているのかとの問いに対して、県の最低賃金の引上げに合わせて統一して引上げし、既存予算内もしくは補正予算にて対応しているとの回答でした。

11. 災害対策事業の約720万円補正増の事業内容はの問いに対して、有事の際に使用するテントの購入及び職員の防災服の更新との回答でした。

12. 償還金元金及び利子の増額は利率が何%になったからかの問いに対して、償還金元金は臨時財政対策債等の利率が0.6%から0.4%に減少し、償還金利子は地方道路等整備事業債等の利率が0.4%から0.8%に上昇したとの回答でした。なお、1回限りの給付ではなく、物価高に苦しむ多くの人々の暮らしを底上げするような施策を、国、県、町に講じていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関しましては、助産諸費補助金が80万円の補正増の要因はにに対して、出産育児一時金の保障額が42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、差額分を予算計上したものとの回答でした。

次に、議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）に関しましては、人事異動により職員が1名増員による補正増であるが、今後も継続して4名体制でいくのかとの問いに対して、再任用職員が来年度から会計年度任用職員となり勤務時間が短くなることが見込まれるため、それを補うために1名を増員したものとの回答でした。

次に、議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関

しましては、介護サービス給付費が大きな補正増となっている要因はの問いに対して、主な要因として要介護4・5になられた方の割合が増加したこと、及びコロナ禍においてサービスを受けることを控えていた方が利用回数を増やしたことを考えているとの回答でした。

次に、議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）に関しましては、配水及び給水費は配水管の布設替えによる補正増であるが、実施場所はの問いに対して、上半期で90件ほど緊急修繕があり、下半期でも対応できるよう、上半期修繕費と同額を予算計上したものの回答でした。

2. 消火栓設置について約75万円補正増であるが、設置場所はの問いに対して、下笠地内の1か所との回答でした。

以上、審査に付託されました繰入れの変更2件、令和5年度一般会計及び特別会計等補正予算8件、計10件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより、議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第17、議案第61号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第62号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第63号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第64号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第65号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。



これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第66号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第67号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第68号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第69号 令和5年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第70号 令和5年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、議案第71号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決を行います。

それでは、日程第27、議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今回、追加で上程賜りました議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布されたことに伴い、養老町手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 伊藤住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）にも定められる手数料の標準額については定期的に見直しが行われておりますが、今回の改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）による改正後の戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえ、養老町手数料条例の一部を改正するものです。

改正箇所につきましては、別添資料の養老町手数料条例新旧対照表の1ページから御覧ください。

別表、事務の種類1の戸籍法の施行に関する事務の項中、事務の内容の欄1について、戸籍謄抄本交付手数料、戸籍記録事項証明書交付手数料のうち、本籍地以外での戸籍謄本等の交付請求が可能となることから事務の内容について改めました。

次に、2ページを御覧ください。

2の次に3を新設し、電子的な戸籍記録事項の証明情報である戸籍電子証明書を取得することができる戸籍電子証明書提供用識別符号の手数を1件につき400円として、戸籍電子証明書提供用識別符号通知書発行手数料を加えました。

次に、3ページを御覧ください。

3を繰り下げ4とし、除籍謄抄本等について、戸籍謄抄本と同様、本籍地以外での交付請求が可能となることから事務の内容について改めました。

次に、4ページを御覧ください。

4を5に改め、6を新設し、電子的な除籍記録事項の証明情報である除籍電子証明書を取得することができる除籍電子証明書提供用識別符号の手数を1件につき700円として、除籍電子証明書提供用識別符号通知書発行手数料を加えました。

次に、6ページを御覧ください。

5を7に改め、届け書などの情報の内容に係る証明書の交付請求を、6を8に改め、届け書などの情報の内容の閲覧請求が可能となることから、事務の内容及び単位について改めました。

施行日につきましては、令和6年3月1日から施行するものです。

以上で、議案第71号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についての補足説明と

させていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（野村永一君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第4回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

---

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第4回養老町議会定例会を閉会します。

本日は、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前10時34分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月21日

議 長      野   村   永   一

議 員      松   永   民   夫

議 員      水   谷   久 美 子